

敷金と礼金は、日本の賃貸物件における初期費用の一部です。敷金は、借主が家賃の滞納や部屋を損傷した場合の修理費用を担保するために、契約前に大家さんに預けるお金です。一方で礼金は、借主が大家さんに対してお礼として支払うお金で、退去時には返還されません。敷金と礼金の相場は、家賃の1～2カ月分が一般的です。

海外においても、敷金や礼金に類似する制度がある国があります。例えば、オーストラリアでは「ボンド」という保証金と、不動産屋に仲介手数料を払う必要があります。ボンドは、貸主が借主から預かる保証金のことです。法律でボンドを支払うことは義務になっていませんが、貸主が保証金を求めるのが一般的です。通常の賃貸契約を開始する際に支払うボンドは、週のレントが\$700以下の物件では「最大4週間分のレント」とRTAで規定されています。シェアハウスなどの場合は、RTAで定められた規定はありませんが、2週間分が一般的です。

また、ウクライナでは、不動産業者を通してアパートを探す場合、不動産業者に家賃の半月分を払わなければなりません。台湾では、一般には賃貸契約を交わして、敷金1カ月と家賃を払えば住めます。ただし、国によっては敷金や礼金に類似する制度がない場合もあります。例えば、フィリピンでは、家賃のみを払えば良いとされています。